

# 公共広告物に協賛者（スポンサー）の名称を表示できるようになります。

令和5年4月から

公共的団体（自治会等）が公共的目的のために掲出する屋外広告物は「公共広告物」として、掲出にあたり許可が不要【例1】ですが、屋外広告物に協賛者（スポンサー）の名称を表示する場合、公共広告物と取扱うことができず、許可が必要【例2】でした。また、このような屋外広告物は、禁止地域（住居専用地域や主要道路、鉄道などの沿道区域等）では掲出ができませんでした。

今回の規則改正により、令和5年4月から、以下の条件を満足すれば、協賛者の名称を表示しても公共広告物として取り扱うこととします。

## これまでの取扱い

例1

とびだし  
注意!!

◇◇自治会



公共広告物として  
許可不要

例2

とびだし  
注意!!

◇◇自治会



●●株式会社

公共広告物では  
ないため許可必要

<今回の規則改正によって、公共広告物として取り扱う屋外広告物の例>



① 公共的団体の名称を表示

② 協賛者の名称を表示する面積は、広告物全体の面積の1/5以下

- ・協賛者の名称を表示する部分は、背景色を変える、線で囲むなどの方法で、他の部分と明確に分けてください。
- ・協賛者の名称以外に表示できる情報は、店名、商標（ロゴマークなど）です。商品やサービスの名称は表示できません。
- ・協賛者の名称を表示する部分が、屋外広告物の主たる部分より目立つことがないように、意匠や色彩に配慮してください。

## <その他注意事項>

- ・屋外広告物の掲出にあたり許可は不要ですが、許可基準に適合するよう努めてください。
- ・掲出する屋外広告物の表示面積の合計が5㎡を超える場合は、市へ届出が必要です。
- ・道路上に広告物を設置する場合には、道路占用許可が必要です。
- ・協賛者とは… 防犯・防災等、公共的団体が掲出する広告物の趣旨に賛同し、広告物の設置や維持管理等について、協力・支援する者です。

姫路市のホームページで  
確認できます

